

令和 3 年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

様

松山市監査委員	飯	尾	隆	哉
同	大	宿	有	三
同	渡	部		昭
同	岡	田	教	人

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

財政援助団体監査結果報告	1
1 愛の一声訪問事業補助金	2
2 松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金	2
3 松山市域における交通安全協会交通安全対策補助金	3
4 松山市資源・漁場保全活動支援補助金	3
5 松山市SDGs推進協議会負担金	4
6 松山市生鮮食料品等流通拡大支援事業負担金	4
出資団体監査結果報告	5
1 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団	6
公の施設の指定管理者監査結果報告	7
1 松山市総合コミュニティセンター	8
2 松山市立埋蔵文化財センター（考古館・文化財情報館）	9
3 松山市男女共同参画推進センター	10

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

令和2年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

補助金名等	交付先
1 愛の一声訪問事業補助金	社会福祉法人 松山市社会福祉協議会
2 松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金	松山市障がい者団体連絡協議会
3 松山市域における交通安全協会交通安全対策補助金	松山東交通安全協会
4 松山市資源・漁場保全活動支援補助金	松山市漁業連合協議会
5 松山市SDGs推進協議会負担金	松山市SDGs推進協議会
6 松山市生鮮食料品等流通拡大支援事業負担金	松山市生鮮食料品等流通拡大支援実行委員会

第2 監査の期間

令和3年9月1日から令和3年10月29日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・補助金等の支出手続等が適正に行われているか。
 - ・補助対象事業に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・対象事業が目的に沿って適正に行われているか。
 - ・補助金等に係る会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 愛の一声訪問事業補助金

- (1) 交付先 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 会長 村上 博
- (2) 補助金額 11,034,023 円
- (3) 支出年月日 令和 2 年 4 月 20 日
令和 2 年 6 月 10 日
令和 2 年 8 月 11 日
令和 2 年 10 月 12 日
令和 2 年 11 月 30 日
令和 3 年 2 月 10 日
令和 3 年 5 月 24 日 (戻入)
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
77 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、原則として週 2 回乳酸菌飲料を訪問配布し、安否の確認、不慮の事故防止及び社会的孤立の解消を図ることを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金

- (1) 交付先 松山市障がい者団体連絡協議会 会長 岡部 國男
- (2) 補助金額 2,240,000 円
- (3) 支出年月日 令和 2 年 8 月 11 日
令和 3 年 5 月 25 日 (戻入)
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
- (5) 補助目的
障がい者の意識の向上と相互の理解を図り、又社会参加を促進すると共に、市民への啓発活動を進めて、福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を調査したところ、次の点が見受けられた。

【要望事項】

- ・実績報告書の確認について

松山市障がい者団体連絡協議会（以下「協議会」という。）から提出された実績報告書について、担当課はその内容の確認を行っているが、そのうち協議会から交付している構成団体運営費については、実施事業等の内容が確認されていなかった。

松山市補助金等交付規則第 2 条により、公益上必要があると認める事務または事業を行うものに対して、その施行に必要な経費について交付することとなっているため、担当課において構成団体の実施事業についても書面での報告を求めるなど確認を行い、活動状況等の把握に努められたい。

3 松山市域における交通安全協会交通安全対策補助金

- (1) 交付先 松山東交通安全協会 会長 清水 一郎
(令和3年6月2日～ 大城戸 圭一)
- (2) 補助金額 7,250,000 円
- (3) 支出年月日 令和2年 5月29日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市域における交通安全協会交通安全対策補助金交付要綱
- (5) 補助目的
街頭での交通指導、園児・児童生徒・高齢者を対象とした交通教室の開催、その他交通安全に関する各種事業を積極的に推進することで、交通弱者の事故を未然に防止する。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

4 松山市資源・漁場保全活動支援補助金

- (1) 交付先 松山市漁業連合協議会 会長 中矢 宏明
- (2) 補助金額 12,000,000 円
- (3) 支出年月日 令和3年 2月22日
令和3年 2月26日
- (4) 根拠法令等
松山市補助金等交付規則
松山市資源・漁場保全活動支援補助金交付要綱
- (5) 補助目的
新型コロナウイルス感染症の影響により魚価が安定せず、漁業経営に深刻な影響を及ぼしている中、その影響を緩和し、今後も前向きに漁業に取り組めるように、漁業者自らによる資源・漁場の保全活動を通じて漁場の生産力向上や漁業者の意欲向上を図るため、松山市漁業連合協議会が実施する活動を推進する。
- (6) 監査結果
補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

5 松山市SDGs推進協議会負担金

(1) 支出先 松山市SDGs推進協議会 会長 西村 勝志

(2) 負担金額 13,999,620 円

(3) 支出年月日 令和2年10月30日
令和3年4月1日(戻入)

(4) 事業目的

「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組及び行政、大学、民間事業者、NPO等の連携を積極的なものとし、会員同士の交流や情報交換の活性化を図ることで、取組の拡大や地方創生の一層の推進につなげることを目的とする。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・前金払の報告について

この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第80条第2項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。

6 松山市生鮮食料品等流通拡大支援事業負担金

(1) 支出先 松山市生鮮食料品等流通拡大支援実行委員会 会長 杉本 誠

(2) 負担金額 24,605,685 円

(3) 支出年月日 令和2年10月30日
令和3年4月1日(戻入)

(4) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響で市場の取引が低迷する中、市場関係者と連携し、市場で取り引きされた生鮮食料品等を割安価格で販売することにより消費を喚起し、市場取引の拡大を図ることを目的とする。

(5) 監査結果

負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の令和2年度事業について実施した。

団 体 名
1 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団

第2 監査の期間

令和3年9月1日から令和3年10月29日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・ 出資団体に対する支出手続等が適正に行われているか。
 - ・ 出資団体に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
 - ・ 出資団体としての会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団

(1) 基本金 500,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
500,000,000 円 (100%)

(3) 設立目的

男女共同参画社会づくりに関する意識啓発、市民活動及びネットワークの形成の促進、ジェンダーに起因する諸問題解決のための地域性を反映した調査研究等を行うことにより、社会のあらゆる分野で男女が共に参画できる環境づくりの促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況

- 1) 男女共同参画のために必要な情報の収集及び提供
- 2) 男女共同参画社会づくりに関する市民活動及びネットワークの形成の促進
- 3) 男女共同参画促進のための研修会等の開催
- 4) 男女の自立を促進するための相談
- 5) 男女共同参画推進のための地域性を反映した調査研究
- 6) まつやまファミリー・サポート・センター運営事業

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係帳票を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・決算諸表の誤りについて

決算諸表を確認したところ、平成 28 年度の会計事務処理に誤りが生じていたが、監査時まで仕訳の修正が行われていない状況が見受けられた。

当団体は市から出資を受けており、決算諸表は財政状態を正確に把握するための重要な書類であることから、担当課においては、適切な事務処理が行われるよう指導されたい。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の令和2年度事業について実施した。

公の施設の指定管理者	管 理 施 設
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団	松山市総合コミュニティセンター
公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団	松山市立埋蔵文化財センター (考古館・文化財情報館)
公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団	松山市男女共同参画推進センター

第2 監査の期間

令和3年9月1日から令和3年10月29日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・ 指定管理者の指定・協定の締結、支払等が適正に行われているか。
 - ・ 指定管理業務に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・ 協定等に基づく義務の履行が適正に行われているか。
 - ・ 指定管理者としての会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。
なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の監査については、同財団の監事に就任している大宿有三監査委員は除斥した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 松山市総合コミュニティセンター

(1) 指定管理者 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長 本田 元広

(2) 基本協定年月日 平成 31 年 3 月 28 日 (指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 令和 2 年 4 月 1 日

(3) 指定管理料 585,338,332 円

(4) 指定管理料支出日及び金額

令和 2 年 4 月 10 日	186,557,000 円 (第 1 期)
令和 2 年 7 月 10 日	144,060,000 円 (第 2 期)
令和 2 年 10 月 12 日	147,970,000 円 (第 3 期)
令和 3 年 1 月 12 日	142,340,000 円 (第 4 期)
令和 3 年 5 月 24 日	△35,588,668 円 (戻入)

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

供用開始	昭和 62 年 4 月 1 日
所在地	松山市湊町 7 丁目 5 番地
構造 (本館)	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 2 階、地上 3 階
建物延面積	47,896.4 m ²

2) 管理業務

- ①施設及び付属設備の使用許可に関する業務
- ②施設、付属設備及び共用部分の維持管理及び運営に関する業務
- ③その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

①使用料徴収に係る第三者への業務委託の制限について

指定管理者が、駐車場管理業務として第三者へ委託する業務において、駐車場使用料の徴収業務が含まれて行われている状況が見受けられた。

このことについては、市に再委託の承諾を得て実施しており、再委託先の受領した使用料の市への払込みは指定管理者が行っているが、地方自治法施行令第 158 条の規定に基づき使用料徴収業務の再委託はできないことから改められたい。

②市貸与備品返納後の取扱いについて

指定管理者が、市からの貸与備品を廃棄している状況が見受けられた。

これは、使用不可となった貸与備品の返納手続後、仕様書に基づき行っているものではあるが、当該備品は市の所有であり、松山市財務会計規則 (以下「規則」という。) により市管財課長が売却等の処分をするものであることから、規則に基づき行われたい。

【要望事項】

・協定書との整合性について

当該指定管理料の余剰金は精算により返還しているが、指定管理者による自主事業の収入も含めた精算となっている。しかしながら、自主事業は、協定書第6条第3項により、事業に要する経費は乙（指定管理者）の負担とし、事業に伴う収益は、乙に帰属することとされており、指定管理料とは別に経理されるものである。指定管理料の取扱いについては、協定書等により市と指定管理者の協議により定められるものであることから、協定書に沿った経理を行われたい。

また、来館者のパソコン等の利用に係る事業について、自主事業とし、利用者から収入しているが、その経費は指定管理料から支出されている。当該事業が、施設の本来の効用を高めるために必要な事業である場合には、協定等に適切な位置づけをされたい。

2 松山市立埋蔵文化財センター（考古館・文化財情報館）

- (1) 指定管理者 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長 本田 元広
- (2) 基本協定年月日 平成31年3月26日（指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日）
年度協定年月日 令和2年4月1日
- (3) 指定管理料 162,952,374円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|------------|------------------|
| 令和2年4月10日 | 74,524,000円（1期目） |
| 令和2年7月10日 | 39,180,000円（2期目） |
| 令和2年10月12日 | 44,410,000円（3期目） |
| 令和3年1月12日 | 29,080,000円（4期目） |
| 令和3年5月24日 | △24,241,626円（戻入） |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

（松山市立埋蔵文化財センター・松山市考古館）

開設 平成元年10月31日
所在地 松山市南斎院町乙67番地6
構造 鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積 5,441㎡、 建築面積 1,708㎡、 延床面積 2,998㎡
1 F エントランスホール・常設展示室・特別展示室・管理事務室など
2 F 講堂（視聴覚室）・調査研究室・スタジオ・収蔵庫・書庫など
総工費 約10億2,300万円

（松山市文化財情報館）

開設 平成9年5月25日
所在地 松山市南斎院町乙67番地6
構造 鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積 9,143㎡、 建築面積 438㎡、 延床面積 752㎡
1 F エントランスホール・公開準備室・歴史学習室・事務所など
2 F 収蔵庫
総工費 約1億5,281万円

2) 管理業務

1. 施設の運営及び管理に関する業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務

2. 普及啓発に関する業務

- (1) 松山市考古館の利用に関する業務
- (2) 埋蔵文化財その他の考古資料の収集、管理に関する業務
- (3) 考古館資料の展示、案内及び説明等に関する業務
- (4) 考古館資料に係る調査及び研究並びに講演会及び研究会等の開催等に関する業務

3. 埋蔵文化財の発掘調査等に関する業務

- (1) 埋蔵文化財の発掘調査並びに出土文化財の調査、研究等に関する業務
- (2) 出土品及び資料の保存及び整理並びに収集及び活用に関する業務
- (3) 埋蔵文化財に係る情報の収集、交換、公開等に関する業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

- ・指定管理業務の事業実施に伴う参加料収入等の取扱いについて

指定管理者は、指定管理業務に位置づけられる古代体験教室等の事業を実施しているが、この事業で指定管理者が徴収している参加料については、指定管理者の収入として処理されている。また、複写機を利用した者から徴収した使用料についても、指定管理者の収入として処理されている。

当該指定管理者は毎年度終了後、指定管理料の余剰金について、事業参加料及び複写機使用料等の収益を含めて精算したうえで返還しているが、指定管理業務により収益が発生する場合、その収益は市に帰属するものであることから、当該収益は松山市の収入として処理されたい。

【要望事項】

- ・貸付備品の管理について

松山市立埋蔵文化財センターの貸付備品について確認したところ、松山市財務会計規則第363条で備品には品名、物品コード、物品番号、課名等を標示し、帳簿との照合に便利なように保管しなければならないと規定されているが、重要物品である平形銅剣2本について、当該標示がされていなかった。

展示物等で備品シールを直接貼り付けることが困難な場合でも、当該備品の品名、物品コード、物品番号、課名等が明確に判別できるように、別途写真による管理台帳等を整備するなど、貸付備品の適正管理に努められたい。

3 松山市男女共同参画推進センター

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 指定管理者 | 公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団 理事長 桐木 陽子 |
| (2) 基本協定年月日
年度協定年月日 | 平成31年4月1日（指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日）
令和2年4月1日 |
| (3) 指定管理料 | 100,010,925 円 |

(4) 指定管理料支出日及び金額

令和2年	4月10日	34,069,000円(1期目)
令和2年	7月10日	24,000,000円(2期目)
令和2年	10月12日	29,393,000円(3期目)
令和3年	1月12日	17,835,000円(4期目)
令和3年	5月24日	△5,286,075円(戻入)

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

名称	松山市男女共同参画推進センター
所在地	松山市三番町6丁目4番地20
構造・規模	鉄筋コンクリート一部鉄骨造5階
延床面積	3,958㎡
敷地面積	2,685㎡
施設内容	会議室1～5、大会議室、国際交流会議室、視聴覚室A・B、調理室、多目的室、創作室、和室、相談室等
開館年月日	平成12年2月

2) 管理業務

- ① 図書、資料、情報等の収集及び提供に関する業務
- ② 市民活動及びそのネットワークの形成の促進に関する業務
- ③ 講座、講演会、研修会等の開催に関する業務
- ④ 諸問題の解決のための地域性を反映した調査研究に関する業務
- ⑤ 男女の自立を促進するための相談に関する業務
- ⑥ センターの運営に関する業務
- ⑦ センターの維持管理に関する業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

① 事業報告書等の提出について

基本協定書第28条に規定されている事業報告書にあつては、毎年度終了後60日以内、四半期別報告書にあつては毎四半期終了後15日以内を期日として提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。

事業報告書は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。

② 松山市男女共同参画推進センター使用料の払い込み遅延について

基本協定書第27条第2項に規定されている収納した会議室使用料にあつては、速やかに松山市指定金融機関に払い込まなければならないが、最長30日遅延している状況が一部見受けられた。

使用料は使用者等から預かった公金であるため基本協定書に基づき速やかに払い込まれたい。

③指定管理業務の事業実施に伴うパソコン利用代金等の取扱いについて

指定管理者は、指定管理業務に位置づけられている男女共同参画に関連する情報の収集・発信に関する業務等のなかでパソコンを設置し、指定管理者が徴収しているパソコン及びプリントアウト料金などについては、指定管理者の収入として処理されている。

当該指定管理者は毎年度終了後、指定管理料の余剰金について、パソコン利用料金等の収益を含めて精算したうえで返還しているが、指定管理業務により収益が発生する場合、その収益は市に帰属するものであることから、当該収益は松山市の収入として処理されたい。

④貸付備品の管理について

基本協定書第 22 条第 1 項により、松山市が指定管理者へ貸し付けるものとして別表 2 に定めた備品について、照合調査を行ったところ、備品の別表 2 への記載漏れが判明した。また、照合調査にて所在を確認できない備品が 2 件あった。

これらは、たな卸し作業が適切に行われていなかったことが原因とされるため、今後はたな卸し作業を適切に行うとともに、担当課においては、貸付備品と基本協定書を十分確認し、財務会計規則に基づく手続に遺漏なく努められたい。